

# 障害保健福祉関係主管課長会議資料

令和2年3月9日(月)

社会・援護局障害保健福祉部  
企画課 監査指導室



## 目 次

1	令和2年度における障害保健福祉行政事務指導監査の実施について . . .	1
2	令和2年度厚生労働省障害保健福祉行政事務 指導監査実施計画等について . . . . .	8
<参考資料>		
	参考資料1 障害者支援施設等の主眼事項及び着眼点（改正素案） . . .	14
	参考資料2 指定居宅介護における標準確認項目及び 標準確認文書（素案） . . . . .	20



## 1 令和2年度における障害保健福祉行政事務指導監査の実施について

### (1) 障害者総合支援法等に基づく指導監査について

#### ア 指導監査の実施等

都道府県等においては、障害者総合支援法等の関係法令、通知等を参照の上、引き続き指定障害福祉サービス事業所等に対する適切な指導監査の実施をお願いしたい。

また、指定障害福祉サービス事業者、指定障害児通所支援事業者等（以下「事業者」という。）に対する指導監査の実施に当たっては、法令、基準の遵守と適切なサービス提供などに重点を置いた指導を実地に行うとともに、都道府県においては、管内市町村に対し、適切な支給決定に重点を置いた指導をお願いしたい。

さらに、事業者の不正受給等による指定取消事案や障害者に対する虐待事案が散見されるが、これらは制度の根幹を揺るがすとともに、人権に関わる問題であることから、関連する情報が寄せられた場合には、関係機関等との連携のもと、監査への変更や行政上の措置など、機動的かつ適切に対応するようお願いしたい。

なお、実地指導は、各事業所における利用者の生活実態、サービス提供状況、報酬基準の適合状況等を直接確認しながら事業者の気づきを促すなど、よりよいケアの実現を図るために有効な取組みであり、厚生労働省では一定のサイクルでの実施指導を行うよう助言しているところであるが、実地指導を受けない事業所が多く存在することは、ひいてはサービス利用者の不利益につながる可能性が高い。

このような観点から、各自治体にはより積極的な実地指導の実施をお願いするとともに、特に指定の有効期間内に1回も実地指導を行っていない自治体においては、実施計画や、実施体制などについて積極的に改善されたい。

おって、令和元年度、厚生労働省の都道府県等に対する実地指導の結果、是正又は改善を図る必要があるとした主な指摘事項については、以下のとおりとなっているので、これらを踏まえて適切に対応するようお願いしたい。

#### (主な指摘事項)

- ・ 事業者に対する実地指導が低調
- ・ 指定自立支援医療機関に対する指導が未実施又は不十分
- ・ 自立支援医療費の支払いに係る審査点検が未実施又は不十分

#### イ 指定取消処分の連座制適用時の各都道府県への通知について

一つの都道府県を超えて事業実施する事業者等が増えていることから、指定取消となった事業者情報は全都道府県で共有することが重要である。

このため、「業務管理体制の整備等の施行について」（平成 24 年 3 月 30 日障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）において、指定取消案件に組織的関与が認められた通知を受けた指定権者は、各都道府県知事に当該役員等の氏名等を通知することとされているので、本施行通知に基づいて、昨年 7 月に周知した連絡窓口へ通知していただくよう引き続き、よろしく願います。

<参考>「業務管理体制の整備等の施行について」（平成 24 年 3 月 30 日障企発 0330 第 5 号、障障発 0330 第 12 号障害保健福祉部企画・障害福祉課長通知）

#### 第二 4

(2) 不正行為に対する組織的関与の有無に応じた連座制の適用

ウ …また、業務管理体制の監督権者から、指定取消処分の理由となった不正行為について組織的関与があった旨の通知を受けた当該事業所の指定権者は、連座制が適用されることにより、当該事業者の役員等については、指定・更新の欠格事由に該当することから、（指定権者が市区町村長の場合は、都道府県を通じて）各都道府県知事に当該役員等の氏名等を通知し、通知を受けた都道府県知事は市町村長に通知すること。…

#### ウ 非常災害対策計画の策定等に関する指導・助言について

近年、頻発する自然災害の発生状況等に鑑み、実地指導等においても、利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の徹底を図るため、地域の実情に応じた非常災害に関する具体的計画（非常災害対策計画）の策定や避難訓練の実施状況等に関し確認いただくとともに、必要に応じた助言等をお願いしたい。

なお、水防法又は土砂災害防止法に基づき市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設では、水害や土砂災害に対応した避難に係る計画（避難確保計画）の作成が義務付けられているところであるが、この要配慮者利用施設の避難確保計画の点検に際しては、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」（『「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」の周知及び点検の実施について』（平成 29 年 6 月 19 日付け雇児総発 0619 第 1 号、社援保発 0619 第 1 号、障企発 0619 第 2 号、老推発 0619 第 2 号、老高発 0619 第 1 号、老振発 0619 第 1 号、老老発 0619 第 1 号、国水環防第 5 号、国水砂第 10 号）の別紙 2）の記載内容も参考にされたい。

## (2) 指定障害福祉サービス事業者等に係る業務管理体制の監督について

### ア 事業者に対する業務管理体制整備に関する届出の周知徹底等

令和元年度における厚生労働省の都道府県等に対する実地指導の結果においても、一市町村内で実施の特定相談支援あるいは障害児相談支援の事業者に係る業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の受付を誤って県で行っている事例がいまだ複数県で確認されている状況である。

また、新規参入事業者の届出や既届出事業者の届出事項変更に伴う変更届については、遅滞なく行うこととされており、都道府県等においては、届出未済防止の観点から、新規指定申請・指定更新時や集団指導・実地指導時など、事業者と接する機会を捉えて、制度の周知・届出の確認を行う等届出受理業務に遺漏のないようお願いしたい。

なお、届出を受けた際には、他の自治体による届出先の把握のためにも速やかに【障害福祉】業務管理体制データ管理システムに入力し、情報共有に努められたい。

### イ 業務管理体制に係る一般検査

一般検査は、事業者が整備した業務管理体制について、定期的にその運用実態の報告を求め、当該事業者の規模・組織形態等を勘案した上で有効に機能する仕組みとなっているか確認し、必要に応じ改善に向け事業者が自主的に取組むよう助言を行うものである。都道府県等においては、全ての事業者を対象としつつ地域の実情に応じ計画的に検査を実施されるようお願いしたい。

なお、一般検査の実施方法については、事業者の業務管理体制の整備・運用状況を適切に確認できる方法であれば、実地検査に限らず書面検査によることも差し支えなく、事業所指導に付加した一体的実施や社会福祉法人に対する指導監査と併せて実施することも可能であり、効率的な実施方法を検討されたい。

### ウ 業務管理体制に係る特別検査

特別検査は、指定の取消処分に対応する事案が発覚した事業者に対し、その本社等への立入検査を行い、業務管理体制の整備についての取組の状況や不正行為への組織的関与の有無等を検証するものである。

都道府県等においては、事業者に対して指定取消処分等を行う場合、当該事業者に対する特別検査を実施されるようお願いしたい。

また、特別検査の実施の契機は、指定等取消処分に至った事案に限らず、効力停止処分の事案についても積極的に行い、以後、サービスが適切に提供されるよう、業務管理体制の不備について検証し、再発防止策の策定等の改善を求められたい。

なお、指定取消相当の処分を行う事業者の指定権者が異なる場合においては、当該自治体と緊密に連携の上、特別検査を実施されるようお願いしたい。

おって、各自治体においては、様々な機会を通じて法令等を遵守した適正な事業運営の指導の徹底をお願いしたい。

令和元年度、厚生労働省の都道府県等に対する実地指導の結果、是正又は改善を図る必要があるとした主な指摘事項は、以下のとおりとなっているので、これらを踏まえて適切に対応するようお願いしたい。

**(主な指摘事項)**

- ・ 届出をしなければならない事業者から届出書が未提出
- ・ 届出事項の変更届出が未提出
- ・ 検査要綱が未策定
- ・ 一般検査が未実施

**エ 業務管理体制に係る事務・権限の都道府県から中核市への移譲について**

移譲については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第7次地方分権一括法）において、児童福祉法及び障害者総合支援法の一部が改正され、児童福祉法上の指定障害児通所支援事業者、障害者総合支援法上の指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者並びに指定一般相談支援事業者（いずれも全ての事業所又は施設が一の中核市の区域内にあるものに限る。）の業務管理体制の整備に関する届出の受理等の事務・権限について、都道府県から中核市への移譲が平成31年4月1日から施行されたところである。

各中核市におかれては、適宜、各都道府県と連携を図っていただく等して、引き続き、適切に対応するようお願いしたい。

**(3) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査等について**

都道府県においては、「特別児童扶養手当市町村事務取扱準則」（平成23年4月1日障発0401第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領」（昭和48年10月31日児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知）を踏まえて、引き続き、適正な指導監査の実施をお願いしたい。

また、地方事務所等に指導監査を委任等している都道府県にあっては、監査マニュアルの作成及びこれらに関する研修を行うこと等により、監査担当職員の資質の向上、統一的な指導監査の実施をお願いしたい。

令和元年度、厚生労働省において都道府県及び指定都市に対し実施した指導監査の結果、是正又は改善等を図る必要があると指摘した主な項目は以下のとおりとなっているので、今後、これらを踏まえて適切に対応するようお願いしたい。

## ア 特別児童扶養手当

### (主な指摘事項)

- ・ 総合的判定に当たり、総合的判断理由の記録がないか、記録内容が不十分
- ・ 認定事務の遅延
- ・ 受付処理が不適切（添付書類の不備、受付日の未記入 等）
- ・ 受給者等の所得確認が不十分（所得更正があった場合に更正後の所得の確認が未実施 等）
- ・ 所得状況届が2年間未提出の者に対して、提出命令書を記録が残る方法により送付していない
- ・ 資格喪失日の誤り又は確認が不十分

## イ 特別障害者手当等

### (主な指摘事項)

- ・ 受付処理が不適切（添付書類の不備、受付日の未記入 等）
- ・ 障害程度の適正な認定のための嘱託医が未配置
- ・ 障害児福祉手当及び特別障害者福祉手当等事務取扱細則が未策定
- ・ 受給者等の所得確認が不十分（所得更正があった場合に更正後の所得の確認が未実施 等）

## (4) 精神科病院に対する実地指導について

都道府県及び指定都市においては、毎年度、管内の精神科病院に対する実地指導等を計画的に実施することにより、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）の適正な運用の推進をお願いしたい。

厚生労働省においても、都道府県等に対し精神保健福祉法に関する行政事務指導監査を実施し、併せて都道府県等の精神科病院に対する実地指導の検証を行ったところであるが、その結果、是正又は改善を図る必要があるとした主な指摘事例については以下のとおりとなっているので、今後、これらを踏まえて適切に対応するようお願いしたい。

### (主な指摘事項)

- ・ 医療従事者（常勤指定医を含む。）の不足
- ・ 定期病状報告書の遅延等
- ・ 要措置者の入院先選定等の不適正
- ・ 医療保護入退院届の遅延
- ・ 精神医療審査会の審査結果通知の遅延
- ・ 保健福祉手帳の発行に係る事務処理の遅延
- ・ 入院形態の変更を検討（任意入院⇔医療保護入院など）
- ・ 診療録の記載が不適切
- ・ 患者預り金の管理方法が不適切
- ・ 患者負担金の徴収が不適切又は説明不足 等々

なお、これらに適切に対応するため、福祉及び医療の各関係部局が連携した対応を図るとともに、「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」（平成10年3月3日障第113号、健政発第232号、医薬発第176号、社援第491号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、健康政策局長、医薬安全局長、社会・援護局長通知）等に基づく、適正かつ効果的な実地指導を実施し、人権に配慮した適正な精神医療の確保及び入院者の適切な処遇の確保を図られるようお願いしたい。

## 都道府県等による事業所に対する実地指導の状況

＜2ヶ年間の実地指導実施率＞

(単位: %)

	障害者総合支援法		児童福祉法	
	障害者支援施設	施設以外の計	障害児支援施設	施設以外の計
1 北海道	71.6	41.7	70.6	49.9
2 青森県	95.2	12.0	16.7	22.9
3 岩手県	98.7	45.6	96.5	56.7
4 宮城県	72.7	52.0	50.0	75.6
5 秋田県	54.1	16.5	14.3	24.4
6 山形県	102.9	67.5	95.0	63.3
7 福島県	50.0	17.8	0.0	39.4
8 茨城県	105.6	77.5	178.6	75.7
9 栃木県	90.7	51.3	200.0	65.4
10 群馬県	52.5	71.8	201.4	96.6
11 埼玉県	100.2	31.9	91.6	51.0
12 千葉県	111.0	59.8	149.5	52.6
13 東京都	90.4	7.2	81.4	13.5
14 神奈川県	62.2	19.6	97.7	30.6
15 新潟県	74.0	32.8	141.7	68.5
16 富山県	100.0	73.2	250.0	114.8
17 石川県	111.1	39.8	100.0	46.5
18 福井県	77.8	45.6	60.0	60.6
19 山梨県	103.7	33.0	100.0	37.3
20 長野県	101.9	57.2	100.0	86.8
21 岐阜県	136.5	66.1	180.0	84.5
22 静岡県	61.5	58.5	144.4	76.8
23 愛知県	102.3	25.5	100.9	38.9
24 三重県	10.0	5.9	0.0	16.2
25 滋賀県	60.9	47.8	60.0	53.3
26 京都府	58.1	36.5	33.3	36.6
27 大阪府	41.8	26.1	43.2	25.5
28 兵庫県	44.5	32.4	29.1	23.3
29 奈良県	59.9	21.1	0.0	24.4
30 和歌山県	105.3	65.0	171.4	62.3
31 鳥取県	113.8	56.3	200.0	84.8
32 島根県	104.7	50.7	200.0	92.8
33 岡山県	90.9	54.9	50.0	74.6
34 広島県	28.9	26.0	6.7	4.9
35 山口県	111.9	62.4	200.0	82.0
36 徳島県	112.5	48.8	200.0	129.9
37 香川県	133.3	78.9	200.0	81.6
38 愛媛県	60.6	59.5	66.7	70.1
39 高知県	52.0	28.8	40.0	39.0
40 福岡県	87.0	45.5	55.7	79.5
41 佐賀県	118.2	63.8	200.0	99.6
42 長崎県	94.2	58.5	100.0	45.6
43 熊本県	65.4	37.9	100.0	50.2
44 大分県	111.8	32.8	200.0	77.1
45 宮崎県	98.2	60.6	111.1	84.3
46 鹿児島県	93.2	69.7	95.5	64.2
47 沖縄県	77.3	50.8	62.5	60.3
平均	82.1	37.8	94.8	50.4

年度	障害者総合支援法		児童福祉法	
	障害者支援施設	施設以外の計	障害児支援施設	施設以外の計
平成29年度	42.3	19.1	50.2	28.1
平成30年度	43.1	19.8	49.0	22.1

(出所)平成29年度及び平成30年度「障害者支援施設等の指導監査の概況」から作成。

(注)実地指導実施率とは、実地指導の実施数÷指定事業所等の数を2ヶ年分加算した。ただし、指定事業所等の数には、障害者を受け入れていない事業所も含まれる可能性があることに留意。  
また、平成30年度に移行した中核市(福島市・川口市・八尾市・明石市・鳥取市・松江市)は単年度分を計上

	障害者総合支援法		児童福祉法	
	障害者支援施設	施設以外の計	障害児支援施設	施設以外の計
1 札幌市	90.0	17.8	66.7	15.7
2 仙台市	87.5	15.0	100.0	29.7
3 さいたま	100.0	25.9	100.0	37.9
4 千葉市	100.0	47.1	100.0	84.1
5 横浜市	59.1	54.1	125.0	53.3
6 川崎市	140.0	6.1	50.0	13.4
7 相模原市	0.0	2.3	0.0	4.3
8 新潟市	60.0	15.8	0.0	29.0
9 静岡市	41.1	35.2	75.0	49.2
10 浜松市	94.4	99.0	200.0	128.4
11 名古屋	93.8	64.2	0.0	65.1
12 京都市	115.8	32.4	200.0	37.3
13 大阪市	132.0	26.5	200.0	60.6
14 堺市	0.0	18.6	0.0	54.5
15 神戸市	116.0	15.7	220.0	75.8
16 岡山市	33.3	44.7	80.0	60.3
17 広島市	110.8	67.5	140.0	43.9
18 北九州市	100.0	20.1	75.0	26.3
19 福岡市	95.5	41.1	0.0	89.2
20 熊本市	78.6	21.3	75.0	26.7
21 旭川市	100.0	53.0		
22 函館市	66.7	65.1		
23 青森市	100.0	79.9		
24 八戸市	157.1	56.1		
25 盛岡市	85.0	67.2		
26 秋田市	116.7	55.9		
27 郡山市	100.0	71.9		
28 いわき	100.0	20.5		
29 福島市	28.6	38.6		
30 宇都宮市	133.9	88.5		
31 前橋市	71.4	68.0		
32 高崎市	100.0	78.9		
33 川越市	200.0	69.4		
34 越谷市	100.0	76.2		
35 川口市	50.0	29.6		
36 船橋市	100.0	71.2		
37 柏市	100.0	76.3	200.0	108.9
38 八王子市	105.6	55.1		
39 横須賀市	75.0	14.5	166.7	963.0
40 富山市	63.6	45.4		
41 金沢市	111.1	70.6		
42 長野市	66.7	67.2		
43 岐阜市	120.0	112.2		
44 豊田市	175.0	65.2		
45 豊橋市	100.0	63.0		
46 岡崎市	100.0	75.2		
47 大津市	100.0	80.0		
48 高槻市	100.0	55.9		
49 東大阪市	100.0	19.8		
50 豊中市	100.0	32.0		
51 枚方市	66.7	19.0		
52 八尾市	0.0	14.2		
53 姫路市	100.0	25.3		
54 西宮市	172.7	24.2		
55 尼崎市	100.0	20.6		
56 明石市	50.0	10.2		
57 奈良市	112.2	43.2		
58 和歌山市	105.4	41.3		
59 鳥取市	37.5	34.5		
60 松江市	0.0	34.3		
61 倉敷市	100.0	33.4		
62 福山市	100.0	64.8		
63 呉市	100.0	72.4		
64 下関市	116.7	58.1		
65 高松市	100.0	39.5		
66 松山市	123.1	75.9		
67 高知市	100.0	38.0		
68 久留米市	41.7	42.7		
69 長崎市	112.5	56.2		
70 佐世保市	85.7	43.4		
71 大分市	100.0	65.9		
72 宮崎市	100.0	44.5		
73 鹿児島市	138.9	49.3		
74 那覇市	100.0	54.5		
平均	96.0	40.5	118.7	49.6

## 2 令和2年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について

### (1) 障害者自立支援業務等実地指導実施計画について

厚生労働省における障害者自立支援業務等実地指導については、障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービスの給付事務等の状況、都道府県等が行う指定障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）の指定事務及び指導監査並びに市町村に対する助言等の状況を対象として、別紙の計画（案）により実施することとしているので、特段のご協力をお願いしたい。

また、平成24年度より障害者総合支援法に基づく事業者の指定事務等が都道府県から指定都市及び中核市に移譲されたことを踏まえ、指定都市及び中核市に対して、令和2年度においても都道府県と同様の指導を行うこととしているのでよろしくをお願いしたい。

#### (実地指導の主な項目)

- ・ 都道府県等における指導體制
- ・ 都道府県の市町村に対する指導状況等
- ・ 事業者に対する指導監査状況等
- ・ 事業者の指定事務等
- ・ 自立支援給付支給事務等の事務処理状況等
- ・ 事業者の業務管理体制の監督状況等

### (2) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査実施計画について

厚生労働省における特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務に関する指導監査については、特別児童扶養手当支給事務の実施状況、特別児童扶養手当提出事務に係る市区町村への指導監査の実施状況及び特別障害者手当等支給事務に係る管内実施機関への指導監査実施状況等を対象として実施するほか、管内の市区における特別児童扶養手当提出事務及び特別障害者手当等支給事務についても対象としており、別紙の計画（案）により実施することとしているので、特段のご協力をお願いしたい。

#### (指導監査の主な項目)

- 都道府県・指定都市
  - ・ 特別児童扶養手当支給事務の実施状況
  - ・ 特別児童扶養手当提出事務に係る市区町村への指導監査の実施状況
  - ・ 特別障害者手当等支給事務に係る管内実施機関への指導監査の実施状況
- 市（区）
  - ・ 特別児童扶養手当提出事務の実施状況
  - ・ 特別障害者手当等支給事務の実施状況

### (3) 公衆衛生関係行政事務指導監査（精神保健福祉法関係）実施計画について

厚生労働省における精神保健福祉法関係行政事務指導監査については、都道府県・指定都市を対象に公衆衛生関係行政事務指導監査（精神保健福祉法関係）として別紙の計画（案）により実施することとしているので、特段のご協力をお願いしたい。

また、令和2年度においても当該指導監査の際に、精神科病院入院者の人権確保、適正な医療及び保護の観点から、精神科病院に対する実地指導の実地検証を併せて行う場合があるので、対象とされた精神科病院における指導監査が円滑に実施できるようご配慮をお願いしたい。

#### (指導監査の主な項目)

- ・ 精神科指定病院の指定基準の遵守状況
- ・ 精神科病院の実地指導及び実地審査状況
- ・ 措置入院及び医療保護入院に係る事務処理状況
- ・ 精神医療審査会の状況
- ・ 精神医療費の公費負担事務処理状況
- ・ 精神科病院に対する実地指導等の実地検証
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

**1. 障害者自立支援業務等実地指導実施計画 (案)**

実施期間	自治体名	備考
別途通知する。	<p>(都道府県) [18]                      北海道、岩手県、山形県、福島県、栃木県、埼玉県、千葉県、山梨県、富山県、福井県、滋賀県、京都府、和歌山県、島根県、山口県、香川県、大分県、鹿児島県</p> <p>(指定都市) [6]                      札幌市、さいたま市、千葉市、相模原市、浜松市、京都市</p> <p>(中核市) [19]                      盛岡市、山形市、福島市、宇都宮市、川崎市、船橋市、小田原市(新)、甲府市、富山市、豊橋市、福井市、大津市、和歌山市、松江市(新)、倉敷市、下関市、高松市、大分市、鹿児島市</p>	[計 43]

**2. 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査実施計画 (案)**

実施期間	自治体名	備考
別途通知する。	<p>(都道府県) [20]                      北海道、青森県、岩手県、秋田県、福島県、埼玉県、福井県、山梨県、長野県、三重県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、徳島県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、沖縄県</p> <p>(指定都市) [2]                      札幌市、熊本市</p>	(注)実地検証を行う市(区)については、追って連絡する。 [計 22]

**3. 公衆衛生関係行政事務指導監査 (精神保健福祉法関係) 実施計画 (案)**

実施期間	自治体名	備考
別途通知する。	<p>(都道府県) [17]                      青森県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、滋賀県、和歌山県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、大分県</p> <p>(指定都市) [7]                      さいたま市、名古屋市、大阪市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市</p>	(注)精神科病院の実地検証を併せて実施する自治体については別途通知する。 [計 24]

#### (4) 平成30年の地方からの提案等に関する対応について

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)において、障害者支援施設等に対する施設監査について、「地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。」とされたところである。

このため、厚生労働省においては本年度の障害総合福祉推進事業において、監査事務の効率化に関する調査研究を行っているところであるが、これらの調査研究結果等も踏まえ、今後、監査事務に関して、資料1の内容の所要の見直しを予定しているので御了知願いたい(通知の発出予定、別添参考資料1参照)。

当該通知内容については、一定期間を経て自治体等アンケートを行い、さらなる改善を図ることを検討しているが、各自治体においては、当該通知を踏まえた監査事務の実施とともに、課題や改善方策についても把握願いたい。

(資料1)

### 障害者支援施設等に対する施設監査の効率化等(案)の概要

背景

- ①自治体の業務負担や実施状況の差異(多くの施設等を所管する一方、限られた自治体の担当職員数でその役割を適切に果たすことができるために業務負担を軽減させることが重要) ②障害者支援施設の業務負担(人材確保が厳しい中で、また専門人材がケアに集中し、質を確保する等のため、業務負担を軽減させることも重要)

#### 施設監査(※)の効率化等が必要

※「障害者支援施設等に係る指導監査について」(H19.4.26 厚発0426003 障害保健福祉部長通知)に規定する一般監査

#### 効率化・標準化案の内容

##### 1) 施設監査の実施頻度<重点化>

- 指定障害者支援施設について、過去の実地指導等において問題が無いと認められる場合は、新たに3年に1回の監査とすることも可能とする。  
(注)障害児入所施設(児童福祉施設)を除く。
- 一方、ガバナンス等に大きな問題があると認められる施設に対しては、例えば毎年度1回以上監査を実施するなど、指導監査の重点化を図る。

##### 2) 確認項目の効率化等

- 指定障害者支援施設の実地指導で代替出来る確認項目は施設監査の確認項目から除外可(参考:現在の確認項目約80項目⇒今後の確認項目約60項目(削減率約▲2割))
- また、確認文書については基本的にP.C保管(電子保存)の資料は施設のP.C画面上で書類を確認するなど、施設に配慮した確認方法にも留意することとする。

##### 3) 施設監査の所要時間の短縮

- 確認項目の効率化等を踏まえて施設監査を行うことで、一の施設あたりの所要時間の短縮を図る。

##### 4) 関連する法律に基づく指導・監査の同時実施

- 関連する法律に基づく指導・監査等との合同実施については、適宜事業者の意向も勘案の上、同日又は連続した日程での実施を一層推進する。

##### 5) 運用の標準化

- 実施通知は遅くとも実施の1ヶ月前まで(可能な限り1ヶ月以上前)に通知するとともに、当日の概ねの流れもあらかじめ示すものとする。  
(注)事前に通告を行うことなく監査等を実施することが必要な場合を除く。
- 利用者の記録等の確認は原則3名までとする。

##### 6) 施設監査における文書の効率的活用

- 確認する文書は原則として施設監査の前年度から直近の実績までの書類とする。
- 事前又は当日の提出文書は1部とし、自治体が既に保有している文書の再提出は不要とする。特に①内容の重複防止((a)事前提出資料と当日確認資料の重複、(b)法人内で同一である書類の施設・事業所ごとの重複提出等)や、②既提出文書(指定申請等の提出済の書類等)の再提出不要の徹底を図る。

#### その他の留意事項

- 担当者の主観に基づく指導は行わない。
- 高圧的でない言動による事業者との共通認識に基づく適切な助言の実施
- 施設管理者以外の同席も可能(実情に詳しい従業者等)
- 個々の指導内容については具体的な状況や理由を良く聴取し、根拠規定やその趣旨・目的等について懇切丁寧な説明
- 効果的な取り組みを行っている施設は、積極的に評価し、他の施設へも紹介するなど、サービスの質の向上に向けた指導の手法について工夫など

#### より多くの障害者支援施設の施設監査

(※施設監査業務の効率的・効果的実施に資するよう、令和2年度に施設監査業務の留意事項等に関して通知予定)

効果

サービスの質の確保・向上(よりよいケアの実現)

入所者の保護

不適正事案等の防止

## (5) 実地指導に係る文書量削減に向けた取組案について

### (効果的な実地指導の実施)

「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」が令和元年5月に示した「医療・福祉サービス改革プラン」では、「障害福祉サービス事業所に対して国及び自治体が求める文書や、事業所が独自に作成する文書の見直しを進め、文書量の削減に取り組む」とされている。

このため、厚生労働省においては本年度の障害総合福祉推進事業において、文書量削減に関する調査研究を行っているところであるが、これらの調査研究結果等も踏まえ、今後、実地指導に関して、資料2の内容の所要の見直しを予定しているので御了知願いたい(通知の発出予定、別添参考資料2参照)。

当該通知内容については、一定期間を経て自治体等アンケートを行い、さらなる改善を図ることを検討しているが、各自治体においては、当該通知を踏まえた指導の実施とともに、課題や改善方策についても把握願いたい。

### (資料2) 障害福祉サービス事業所等に対する実地指導の効率化・標準化(案)の概要(文書量削減に向けた取組関係)

#### 背景

①事業所等の業務負担(人材確保が厳しい中で、また専門人材がケアに集中し、質を確保する等のため、業務負担を軽減させることが重要)

②自治体の業務負担や実施状況の差異(事業所が増加する一方、限られた自治体の担当職員数でその役割を適切に果たすことができるために業務負担を軽減させることが重要)

#### 実地指導の負担軽減策(効率化・標準化等)が必要

#### 効率化・標準化案等の内容

##### 1 実地指導の頻度(指導監査の重点化)

- 施設・事業所ともに概ね3年に1度実施することを基本としつつ、今回の効率化策等を図ってもなお十分な頻度が確保できない自治体は、新たに過去の実地指導等において特に問題がないと認められる施設・事業所は集団指導のみ等とすることも可能とする。
- 一方、ガバナンス等に大きな問題があると認められる施設・事業所に対しては、例えば毎年度実施するなど、実地指導の重点化を図る。

##### 2 「標準確認項目」「標準確認文書」の設定等

- 原則として「標準確認項目」以外の項目の確認は行わず、「標準確認文書」で確認することを基本とする。(参考: 指定基準の確認項目の削減率 ①居宅介護 約▲3割、②地域定着支援 ▲4割)
- (注) なお、詳細な確認が必要と判断する場合は、標準確認項目及び標準確認文書に限定しない。
- また、確認文書については基本的にPC保管(電子保存)の資料は事業所のPC画面上で書類を確認するなど、事業所に配慮した確認方法に留意することとする。

##### 3 実地指導の所要時間の短縮

- 標準確認項目を踏まえて実地指導を行うことで、一の事業所あたりの所要時間の短縮を図り、1日複数の実地指導を実施

##### 4 同一所在地等の実地指導の同時実施

- 同一所在地や近隣の事業所に対しては、適宜事業者の意向も勘案の上、できるだけ同日又は連続した日程で実施することとする。

##### 5 関連する法律に基づく指導・監査の同時実施

- 関連する法律に基づく指導・監査等との合同実施については、適宜事業者の意向も勘案の上、同日又は連続した日程での実施を一層推進する。

##### 6 運用の標準化

- 実施通知は遅くとも実施の1ヶ月前まで(可能な限り1ヶ月以上前まで)に通知するとともに、当日の概ねの流れもあらかじめ示すものとする。
- (注) 事前に通告を行うことなく実地指導等を実施することが必要な場合を除く。
- 利用者の記録等の確認は原則3名までとする。

##### 7 実地指導における文書の効率的活用(提出資料の簡素化等)

- 確認する文書は原則として実地指導の前年度から直近の実績までの書類とする。
- 事前又は当日の提出文書は1部とし、自治体が既に保有している文書の再提出は不要とする。特に①内容の重複防止(ア)事前提出資料と当日確認資料の重複、(b)法人内で同一である書類の事業所ごとの重複提出等)や、②既提出文書(指定申請等の提出済の書類の再提出等)の再提出不要の徹底を図る。

#### その他の留意事項

- 担当者の主観に基づく指導は行わない。
- 高圧的でない言動による事業者との共通認識に基づく適切な助言の実施
- 事業所管理者以外の同席も可能(実情に詳しい従業員等)
- 個々の指導内容については具体的な状況や理由を良く聴取し、根拠規定やその趣旨・目的等について懇切丁寧な説明
- 効果的な取り組みを行っている事業所は、積極的に評価し、他の事業所へも紹介するなど、サービスの質の向上に向けた指導の手法について工夫

など

#### 効果

より多くの事業所等を実地指導  
(※実地指導業務の効率的・効果的実施に資するよう、令和2年度に実地指導業務の留意事項等に関して通知予定)

サービスの質の確保・向上(よりよいケアの実現)

利用者の保護

不適正事案等の防止

## 参 考 資 料

(参考資料 1) 障害者支援施設等の主眼事項及び着眼点 (改正素案)

(参考資料 2) 指定居宅介護における標準確認項目及び標準確認文書 (素案)

(参考資料 1 : 障害者支援施設等の主眼事項及び着眼点 (改正素案))

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>第 1 適切な利用者支援の確保</p> <p>1 利用者支援の充実</p>	<p>施設のサービスについて、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。</p> <p>施設の管理の都合により、利用者の生活を不当に制限していないか。</p> <p>(1) 給食を実施する場合は、適切な食事を提供するよう努められているか。</p> <p>ア 必要な栄養所要量が確保されているか。</p> <p>イ 嗜好調査、残食(菜)調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。</p> <p>ウ 利用者の心身の状態に合わせた調理内容になっているか。</p> <p>エ 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。</p> <p>オ 保存食は、一定期間(2週間)適切な方法(冷凍保存)で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。</p> <p>カ 食器類の衛生管理に努めているか。</p> <p>キ 給食関係者の検便は適切に実施されているか。</p> <p>(2) 換気、保温及び利用者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。</p> <p>(3) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。</p> <p>(4) 個々の利用者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われているか。</p> <p>(5) 適宜、レクリエーションの実施等に努めているか。</p> <p>(6) 家族との連携に積極的に努めているか。</p> <p>また、利用者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。</p> <p>相談に対して適切な助言、援助が行われているか。</p> <p>(7) 実施機関との連携が図られているか。</p>	<p>平 18 厚令 177 第 3 条第 2 項 昭 23 厚令 63 第 2 条、第 5 条</p> <p>平 18 厚令 177 第 29 条 昭 23 厚令 63 第 11 条</p> <p>平 18 厚令 177 第 30 条第 1 項 平 18 厚令 177 第 30 条第 3 項 昭 23 厚令 63 第 54 条、第 61 条、第 65 条、第 71 条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
2 利用者の生活環境等の確保	<p>(8) 利用者に係る給付金として支払いを受けた金銭の管理が適切に行われているか。</p> <p>(9) 虐待の防止に努めているか。</p> <p>(障害者支援施設等固有の利用者支援)</p> <p>(1) 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。</p> <p>(2) 児童福祉施設においては、児童に対する処遇が適切になされているか。</p> <p>ア 基本的な生活習慣の自立に向けた取組がなされているか。</p> <p>イ 入院、通院している者の処遇（看護、付添等）は、適切に行われているか。</p> <p>ウ 機能訓練（肢体、視覚、聴覚、音声、言語等）は、適切に行われているか。</p> <p>エ 心理学的及び精神医学的処遇は、適切に行われているか。</p> <p>オ おこづかい等の用途について、適切な指導が行われているか。</p> <p>カ 学校教育法による就学の配慮がなされているか。（就学準備、通学方法、PTA活動など）</p> <p>キ 施設内指導は、適切に行われているか。（補習、就学猶予・免除者に対する指導など）</p> <p>施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。</p> <p>ア 利用者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。 また、障害に応じた配慮がなされているか。</p> <p>イ 居室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。</p> <p>ウ 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。</p>	<p>平 18 厚令 177 第 33 条の 2 昭 23 厚令 63 第 12 条の 2</p> <p>平 18 厚令 177 第 3 条第 3 項 昭 23 厚令 63 第 9 条の 2</p> <p>平 18 厚令 177 第 22 条第 2 項</p> <p>昭 23 厚令 63 第 50 条、第 61 条、第 64 条、第 71 条</p> <p>昭 23 厚令 63 第 55 条、第 59 条、第 67 条</p> <p>平 18 厚令 177 第 10 条 昭 23 厚令 63 第 48 条、第 57 条、第 62 条、第 68 条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>3 自立、自活等への支援援助</p>	<p>利用者個々の状況等を考慮し、サービスの種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。</p> <p>(1) 生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの受給状況等を考慮して行うように努め、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮する等適切な措置を講じているか。</p> <p>(2) 生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。</p> <p>(3) 就労移行支援又は就労継続支援B型の提供にあたって、公共職業安定所等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて実習の受入先を確保し又は確保に努めているか。</p> <p>(4) 就労移行支援又は就労継続支援B型の提供にあたって、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援し又は支援に努めるとともに、関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。</p> <p>(5) 就労移行支援又は就労継続支援B型の提供にあたって、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続し又は継続に努めているか。</p> <p>(6) 児童福祉施設関係 学校を卒業した入所児童の適性、能力等に応じた職業指導が行われているか。</p>	<p>平 18 厚令 177 第 23 条</p> <p>平 18 厚令 177 第 24 条</p> <p>平 18 厚令 177 第 25 条</p> <p>平 18 厚令 177 第 26 条</p> <p>平 18 厚令 177 第 27 条</p> <p>昭 23 厚令 63 第 51 条、第 61 条</p>
<p>第 2 社会福祉施設運営の適正実施の確保</p>	<p>健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努めているか。</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
1 施設の運営管理体制の確立	<p>(1) 利用定員及び居室の定員を遵守しているか。</p> <p>(2) 必要な諸規程は、整備されているか。 管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。</p> <p>(3) 施設運営に必要な帳簿は整備されているか。</p> <p>(4) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。</p> <p>(5) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。</p> <p>(6) 施設長に適任者が配置されているか。 ア 施設長の資格要件は満たされているか。 イ 施設長は専任者が確保されているか。 また、他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。</p> <p>(7) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。</p> <p>(8) 施設設備は、適正に整備されているか。 また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。</p> <p>(9) 運営費は適正に運用され、弾力運用も適正に行われているか。(児童福祉施設へ支弁される障害児施設措置費相当額に限る。) ア 次の条件が満たされた上で、運営費の弾力運用が行われているか。 a 関係法令に基づく法人及び施設指導監査において、適正な法人・施設運営が確保されていると認められること。 b 社会福祉法人会計基準に基づく計算書類が公開されていること。</p>	<p>平 18 厚令 177 第 36 条</p> <p>平 18 厚令 177 第 6 条</p> <p>昭 23 厚令 63 第 13 条</p> <p>平 18 厚令 177 第 8 条</p> <p>昭 23 厚令 63 第 14 条</p> <p>平 18 厚令 177 第 11 条</p> <p>昭 23 厚令 63 第 49 条、第 58 条、第 63 条、第 69 条</p> <p>平 18 厚令 177 第 11 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 177 第 5 条、第 11 条第 4 項</p> <p>平 18 厚令 177 第 4 条、第 9 条、第 10 条</p> <p>昭 23 厚令 63 第 5 条</p> <p>平 16 社援発第 0312001 号等</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>2 必要な職員の確保と職員処遇の充実</p>	<p>c 利用者本位のサービス提供のため、毎年度、次のいずれかが実施されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情解決の仕組みの整備及び第三者委員の設置が行われているとともに、解決結果等を定期的に公表。</li> <li>・ 福祉サービスの第三者評価の受審及び結果の公表。</li> </ul> <p>また、cの要件を満たさない場合の弾力運用は、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日障発第0312002号等）通知の（問5）に照らし妥当か。</p> <p>イ 運用収入の本部会計区分への繰入額は妥当であるか。</p> <p>ウ 各種積立金について、使途及び使用計画が作成されているか。</p> <p>また、使途及び使用計画は、実情に則したものであるか。</p> <p>エ 前期未払資金残高及び各種積立金の取崩しについて、理事会の承認手続や使途は適正なものとなっているか。</p> <p>オ 積立金の目的以外の使用について、理事会において十分審査の上、やむを得ないものとなっているか。</p> <p>カ 運営費の管理、運用は、安全確実でかつ換金性の高い方法で行われているか。</p> <p>(10) 施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。</p> <p>(1) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。</p> <p>ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。</p> <p>イ 職員への健康診断等健康管理は、適正に実施されているか。</p> <p>なお、前年度又は当該年度において、労働基準法等関係法令に基づく立入検査が行われている場合は、当該事項の監査を省略して差し支えない。</p> <p>(2) 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。</p> <p>(3) 職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。</p> <p>(4) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組ん</p>	<p>平 18 厚令 177 第 42 条</p> <p>労働基準法等 平 19 厚告 289</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>3 防災対策の充実強化</p>	<p>でいるか。</p> <p>防災対策について、その充実強化に努めているか。</p> <p>ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。</p> <p>イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。例えば、風水害の場合、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」及び「避難指示（緊急）」等の緊急度合に応じた複数の避難先が確保されているか。</p> <p>ウ 非常災害対策計画は、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できるものであるか（必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はない。）。</p> <p>エ 非常災害対策計画には、以下の項目が盛り込まれているか。また、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものであるか（施設が所在する都道府県等で防災計画の指針等が示されている場合には、当該指針等を参考の上、実効性の高い非常災害対策計画が策定されているか。）。</p> <p><b>【具体的な項目例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者支援施設等の立地条件（地形 等）</li> <li>・ 災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）</li> <li>・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員 等）</li> <li>・ 避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時 等）</li> <li>・ 避難場所（市町村が設置する避難場所、施設内の安全なスペース 等）</li> <li>・ 避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間 等）</li> <li>・ 避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等）等）</li> <li>・ 災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等）</li> <li>・ 関係機関との連携体制</li> </ul>	<p>平 18 厚令 177 第 7 条 昭 23 厚令 63 第 6 条</p>

(参考資料2：指定居宅介護における標準確認項目及び標準確認文書(素案))

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第1 基本方針	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定居宅介護の提供に努めているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(3) 指定居宅介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。</p>	<p>法第43条</p> <p>平18厚令171第3条第2項</p> <p>平18厚令171第3条第3項</p> <p>平18厚令171第4条第1項</p>	<p>居宅介護計画</p> <p>研修計画 研修を実施したことが分かる書類 責任者を設置していることが分かる書類</p> <p>業務日誌 居宅介護計画</p>
第2 人員に関する基準			
1 従業者の員数	<p>指定居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で、2.5以上となっているか。</p>	<p>法第43条第1項</p> <p>平18厚令171第5条第1項</p>	<p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 勤務体制一覧表 従業員の資格証</p>
2 サービス提供責任者	<p>指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としているか。(ただし、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。)</p>	<p>平18厚令171第5条第2項</p>	<p>サービス提供責任者の勤務形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 勤務体制一覧表 従業員の資格証</p>
3 管理者	<p>指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 (ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の</p>	<p>平18厚令171第6条</p>	<p>管理者の勤務形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿(タイムカード)</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>第3 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>2 契約支給量の報告等</p> <p>3 受給資格の確認</p> <p>4 心身の状況等の把握</p>	<p>事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。)</p> <p>(1) 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、契約支給量その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定居宅介護事業者は指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定居宅介護事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。</p> <p>指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめているか。</p> <p>指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>法第43条 第2項 平18厚令171 第9条第1項</p> <p>平18厚令171 第9条第2項</p> <p>平18厚令171 第10条第1項</p> <p>平18厚令171 第10条第2項</p> <p>平18厚令171 第10条第3項</p> <p>平18厚令171 第10条第4項</p> <p>平18厚令171 第14条</p> <p>平18厚令171 第16条</p>	<p>勤務体制一覧表 従業者の資格証</p> <p>重要事項説明書 利用契約書(利用者または家族の署名捺印)</p> <p>利用者に交付した書面</p> <p>受給者証の写し</p> <p>受給者証の写し</p> <p>市町村報告書</p> <p>受給者証の写し 市町村報告書</p> <p>受給者証の写し</p> <p>サービス担当者会議記録(利用状況等が記録されている書類)</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
5 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 17 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 17 条第 2 項</p>	<p>サービス担当者会議記録(市町村や他のサービス事業者等との連携状況が記録された書類)</p> <p>サービス担当者会議記録(保健医療または福祉サービス提供者との連携状況が記録された書類)</p>
6 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 19 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 19 条第 2 項</p>	<p>サービス提供の記録</p> <p>サービス提供の記録</p>
7 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定居宅介護事業者は、(1)及び2)の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合に、支給決定障害者等から受けることのできる、それに要した交通費の額の支払いを受けているか。</p> <p>(4) 指定居宅介護事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 21 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 21 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 21 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 21 条第 4 項</p>	<p>請求書 領収書</p> <p>請求書 領収書</p> <p>請求書 領収書</p> <p>領収書を交付した記録</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
8 介護給付費の額に係る通知等	<p>(5) 指定居宅介護事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。</p> <p>(1) 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 21 条第 5 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 23 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 23 条第 2 項</p>	<p>重要事項説明書 利用契約書(利用者または家族の署名捺印)</p> <p>通知の写し</p> <p>サービス提供証明書の写し</p>
9 居宅介護計画の作成	<p>(1) サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しているか。</p> <p>(2) サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しているか。</p> <p>(3) サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行っているか。</p> <p>(4) 居宅介護計画に変更があった場合、(1)及び(2)に準じて取り扱っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 26 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 26 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 26 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 26 条第 4 項</p>	<p>居宅介護計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録</p> <p>居宅介護計画(利用者または家族の署名捺印)及び交付した記録</p> <p>居宅介護計画(利用者または家族の署名捺印)</p> <p>居宅介護計画(利用者または家族の署名捺印)</p>
10 緊急時等の対応	<p>従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 28 条</p>	<p>緊急時対応マニュアル サービス提供記録</p>
11 サービス提供責任者の責務	<p>サービス提供責任者は、9に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介</p>	<p>平 18 厚令 171 第 30 条第 3 項</p>	<p>利用申込み時の記録</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
12 運営規程	<p>護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行っているか。</p> <p>指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針  ② 従業者の職種、員数及び職務の内容  ③ 営業日及び営業時間  ④ 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額  ⑤ 通常の事業の実施地域  ⑥ 緊急時等における対応方法  ⑦ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項  ⑨ その他運営に関する重要事項</p>	平 18 厚令 171 第 31 条	<p>サービス提供内容を管理していることが分かる書類</p> <p>運営規程 重要事項説明書</p>
13 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しているか。</p> <p>(3) 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 33 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 33 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 33 条第 3 項</p>	<p>従業者の勤務表</p> <p>雇用の形態（常勤・非常勤）が分かる書類</p> <p>研修計画 研修を実施したことが分かる書類</p>
14 掲示	<p>指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 35 条	事業所の掲示物
15 秘密保持等	<p>(1) 指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その</p>	<p>平 18 厚令 171 第 36 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 36 条第 2 項</p>	<p>従業者及び管理屋の秘密保持誓約書</p> <p>従業者及び管理屋の秘密保持誓</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
16 情報の提供等	<p>業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p> <p>(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 36 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 37 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 37 条第 2 項</p>	<p>約書 その他必要な措置を講じたことが分かる文書</p> <p>個人情報同意書</p> <p>情報提供を行ったことが分かる書類</p> <p>事業者のHP 画面・パンフレット・チラシ</p>
17 苦情解決	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 39 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 39 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 39 条第 3 項</p>	<p>苦情受付簿 重要事項説明書、契約書、事業所の掲示物</p> <p>苦情者への対応記録 苦情を受けたことが分かる資料 苦情対応マニュアル</p> <p>市町村からの指導または助言を受けた場合は改善したことが分かる書類</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
18 事故発生時の対応	(4) 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平 18 厚令 171 第 39 条第 4 項	都道府県からの指導または助言を受けた場合は改善したことが分かる書類
	(5) 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平 18 厚令 171 第 39 条第 5 項	都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合は改善したことが分かる書類
	(6) 指定居宅介護事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3) から (5) までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。	平 18 厚令 171 第 39 条第 6 項	都道府県等への報告書
	(7) 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。	平 18 厚令 171 第 39 条第 7 項	運営適正委員会に協力又はあっせんしたことが分かる資料
	(1) 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 40 条第 1 項	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録
	(2) 指定居宅介護事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	平 18 厚令 171 第 40 条第 2 項	事故の対応記録 ヒヤリハットの記録
	(3) 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事	平 18 厚令 171 第 40 条第 3 項	再発防止の検討記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>19 会計の区分</p> <p>20 記録の整備</p> <p>第4 共生型障害福祉サービスに関する基準</p> <p>1 準用</p> <p>第5 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>1 従業者の員数</p>	<p>故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>		<p>損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料(支払証明書等)</p>
	<p>指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>平18厚令171第41条</p>	<p>収支予算書・決算書等の会計が分かる書類</p>
	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p>	<p>平18厚令171第42条第1項</p>	<p>職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計が分かる書類</p>
	<p>(2) 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から5年間保存しているか。</p>	<p>平18厚令171第42条第2項</p>	<p>サービス提供記録</p>
	<p>(第1の(3)、第2(2、3)及び第4を準用)</p>	<p>平18厚令171第43条の4準用(第4条第1項、第5条第2項、第6条並びに第9条から第42条まで)</p>	<p>業務日誌 居宅介護計画 勤務実績表等 (同準用項目と同一文書)</p>
	<p>法第30条第1項第2号イ</p>	<p>法第30条第1項第2号イ</p>	
<p>(1) 基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、3人以上となっているか。</p>	<p>平18厚令171第44条第1項</p>	<p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 勤務体制一覧表 従業者の資格証</p>	
<p>(2) 離島その他の地域であって平成18年厚生労働省告示第540号に規定する「厚生労働大臣が定める離島その他の地域」において基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、(1)にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、1人以上となっているか。</p>	<p>平18厚令171第44条第2項 平18厚告540</p>	<p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 勤務体制一覧表 従業者の資格証</p>	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
2 管理者	<p>(3) 基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち1人以上の者をサービス提供責任者としているか。</p> <p>基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内に ある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。)</p>	<p>平 18 厚令 171 第 44 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 45 条</p>	<p>サービス提供責任者の勤務形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 勤務体制一覧表 従業員の資格証</p> <p>管理者の勤務形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 勤務体制一覧表 従業員の資格証</p>
3 運営に関する基準	<p>(第1の(3)及び第4(7の(1)及び8の(1)を除く。)を準用)</p>	<p>平 18 厚令 171 第 48 条第 1 項準用(第 4 条第 1 項及び第 9 条から第 43 条まで(第 11 条から第 13 条、第 15 条、第 18 条、第 20 条、第 21 条第 1 項、第 22 条、第 23 条第 1 項、第 24 条、第 25 条、第 27 条、第 29 条、第 32 条、第 34 条及び第 43 条を除く。))</p>	<p>業務日誌 居宅介護 重要事項説明書 利用契約書(利用者または家族の署名捺印)等 (準用項目と同一文書)</p>

(注) 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い関係は現行どおり(継続検討)。